

番 号 : 130671  
国 名 : マラウイ  
担当部署 : マラウイ事務所  
件 名 : 環境影響評価・公害防止アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 環境影響評価・公害防止アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2013年8月中旬から2014年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 現地 4.50M/M、国内 0.60M/M、合計 5.10M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第1回現地派遣	国内作業	第2回現地派遣	整理期間
5日	75日	2日	60日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数 : 正1部、写1部
- (3) 提出期限 : 8月7日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 調達部受付 (JICA本部1F)

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
    - 1) 業務方針の的確性 6点
    - 2) 業務方法の整合性、現実性等 12点
    - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等
    - 1) 類似業務<sup>注1)</sup>の経験 40点
    - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域<sup>注2)</sup>での業務経験 8点
    - 3) 語学力<sup>注3)</sup> 16点
    - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

注1) 類似業務 : 環境管理に係る各種業務

注2) 対象国/類似地域 : マラウイ/全途上国

注3) 語学の種類 : 英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等 :  
特になし。

(2) 必要予防接種 : 無し

ただし、黄熱感染危険国を経由する場合は、入国時にイエローカード(黄熱病予防接種証明書)の提示を求められるので、予防接種が必要です。

## 6. 業務の背景

マラウイ国では、ミオンボ林やマラウイ湖に代表される貴重な生態系を有しており、国民の約8割は自然資源に依存した生計活動を営んでいる。しかし、同国の自然資源は人口増加による影響や開発事業の推進により、急速に消失しつつある。森林資源においては、1970年代には国土の45%を覆っていた森林が、住民による農地の開拓や薪炭材の伐採等により、1991年には25.3%にまで減少したと言われる。また、近年は大規模灌漑や都市化に伴うインフラ開発の他、国立公園や森林保護区での鉱山開発や、マラウイ湖における石油探査等も計画されている。これらの開発事業は十分な環境調査や配慮が行われず、定められたプロセスを経ないままに実施される事案が多く、森林資源への影響が懸念されている。

マラウイ国政府は1996年に環境管理政策を制定し、同政策に基づいて環境影響評価(EIA)ガイドラインを1997年に策定した。その後、灌漑、衛生、廃棄物管理等各セクターに特化したガイドラインマニュアルを整備したが、以降、更新はされていない。同国の環境・気候変動管理省環境局が主管となり、政策・ガイドラインに基づき環境管理に取り組んでいるが、①開発事業におけるEIAの未実施、②EIAプロセスに進んだとしても、EIA実施・審査に係る能力不足(人員、技術、体制)から来る不十分な審査、③ガイドラインの適用範囲が十分でないこと(特に、社会配慮、都市・流域等広域開発事業)等の課題があり、環境管理体制が機能していない状況にある。このまま適切な環境影響評価がないままに開発事業が促進されれば、貴重な自然資源の消失が加速されるのみでなく、深刻な公害に繋がることも懸念される。

このような状況の下、マラウイ国は我が国に対し、環境影響評価及び公害防止に係る体制強化のための専門家派遣を要請し、2011年度に3年間の案件として採択され、2011年度及び2012年度に専門家が派遣された。

本専門家の派遣は、前任の専門家の業務を引き継ぎ、環境局をカウンターパート(C/P)機関として、マラウイ国のEIA実施及び公害防止に係る実施能力を強化し、同国の持続的成長に寄与する適切な環境管理が推進されることを目的とする。特に2013年度は、環境局によるEIAガイドラインの改定作業やEIA関連情報のデータベース作成等の支援を通じた環境局職員への技術指導が期待される。

## 7. 業務の内容

本コンサルタントは、2011年度及び2012年度派遣の専門家による活動成果を踏まえて、C/P機関である環境局を中心としたEIA実施オペレーションの改善および実施能力強化にかかる以下の業務を実施し、JICAマラウイ事務所、JICA地球環境部、その他関係機関に対し、業務進捗状況について適宜報告を行う。

[環境影響評価・公害防止アドバイザー業務]

### (1) 国内準備期間(2013年8月下旬)

- ア マラウイ国の環境政策に係る各種資料、他国での類似案件報告書、2011年度及び2012年度派遣専門家報告書等をレビューし、内容の把握・分析を行う。
- イ JICA地球環境部との打合せ等を通じて、本件実施に必要な情報を収集・整理し、状況を把握する。
- ウ ワークプラン(和文・英文)を作成し、JICA地球環境部に提出・説明する。

### (2) 第1次現地派遣期間(2013年9月上旬～2013年11月中旬)

- ア 現地業務開始時に、ワークプランをC/P機関及びJICAマラウイ事務所に提出・説明し、内容を確認する。

- イ ガイドラインに基づく審査プロセスを検証し、特定された課題解決のためにOJTを中心とした技術支援を行う。特に、環境局が実施中のEIAガイドライン改定作業や今後環境局がドラフトを作成する公害防止戦略ペーパーの作成作業を支援する。
  - ウ 過去の開発事業のEIA報告書や環境検査報告書を整理し、今後の類似事業の環境管理に効率的に活用するために、一般的なエクセルベースによるデータベースを構築し、運用マニュアル（案）を作成する。
  - エ EIA対象事業の事業者への効率的な情報共有及び国民の環境管理への理解促進を目的に、C/Pと協同して、環境局ホームページの改定作業を実施する。
  - オ 環境検査員（特に新規採用の若手検査員）に対して、OJTベースの技術指導を行う。
  - カ 現在同国にて準備中または実施中の開発事業に対して、環境局の立場から適切な技術支援を行う。特に、JICAが実施中の協力準備調査「テザニ水力発電所造成計画準備調査」において環境局が適切な対応を取ることができるよう、必要な支援を行う。
  - キ 業務の成果、助言等を含む第1次現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関及びJICAマラウイ事務所に提出、報告を行う。
- (3) 国内作業期間（2013年12月上旬）
- ア 第2次現地派遣のために必要な準備を行い、第2次ワークプラン（和文・英文）を作成する。
  - イ 第1次現地業務結果報告書（英文）及び第2次ワークプラン（和文・英文）をJICA地球環境部に提出し、報告・説明を行う。
- (4) 第2次現地派遣期間（2014年1月上旬～2014年3月上旬）
- ア 現地業務開始時に、第2次ワークプランをC/P機関及びJICAマラウイ事務所に提出・説明し、内容を確認する。
  - イ 上記第1次現地派遣業務のイ、オ、カの業務を、継続して行う。
  - ウ 第1次現地業務にて構築したデータベースの運用マニュアル（案）をC/Pと共に最終化し、環境局内でデータベースが継続的に活用されることを目的とした必要な技術支援を行う。
  - エ 第1次現地業務にて改訂作業に着手した環境局ホームページをC/Pと協同で完成させ、今後、環境局が適切に情報更新できることも目的に、C/Pに対して必要な技術支援を行う。
  - オ 2011年度及び2012年度の専門家活動成果を踏まえ、今後、同国の環境管理体制の強化・改善のために必要な助言をまとめ、環境局に対して提案する。また、業務の成果や上記助言等を含む第2次現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関及びJICAマラウイ事務所に提出、報告を行う。
- (5) 帰国後整理期間（2013年3月中旬）
- 専門家業務完了報告書を作成し、第2次現地業務結果報告書（英文）とともにJICA地球環境部へ提出・報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。体裁はすべて簡易製本

とし、電子データを併せて提出することとする。

なお、本契約における成果品は（３）専門家業務完了報告書とする。

- （１）ワークプラン（各派遣時）
  - 英文2部（C/P機関、JICAマラウイ事務所）
  - 和文3部（C/P機関、JICA地球環境部、JICAマラウイ事務所）
- （２）現地業務結果報告書（各派遣時）
  - 英文3部（C/P機関、JICA地球環境部、JICAマラウイ事務所）
- （３）専門家業務完了報告書
  - 和文2部（JICA地球環境部、JICAマラウイ事務所）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （１）航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積を計上して下さい）。  
航空経路は、成田 - 香港 - ヨハネスブルグ - リロングウェを標準とします。

## 10. 特記事項

- （１）業務日程／執務環境
  - 1) 現地業務日程  
現地派遣期間は、2013年9月上旬～2014年3月中旬までを予定しています。なお、効率的な業務実施の観点から、渡航回数は2回を上限、各現地派遣期間は45日以上として業務工程を提案してください。
  - 2) 現地での業務体制  
本専門家1名のみを環境局に派遣予定。（他の専門家の派遣予定はありません。）
  - 3) 便宜供与内容  
JICAマラウイ事務所による便宜供与及び手配事項は以下のとおりです。
    - ①車両借上げ（業務上必要な場合。空港送迎はコンサルタント手配。）
    - ②環境局内の執務スペースの提供

- （２）参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部環境管理第二課（TEL:03-5226-9549）にて配布します。

- ・ 2011年度専門家業務完了報告書
- ・ 2012年度専門家業務完了報告書

- （３）その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。

以上